

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市公共下水道事業分担金条例第6条	盛岡市公共下水道事業分担金の徴収猶予	下水道整備課

- 1 審査基準は、次のとおりとする。  
分担金の全部又は一部の徴収を猶予できるのは、次のいずれかに該当すること。
  - (1) 受益者が当該分担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
  - (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、その者が当該分担金を納付することが困難であるため徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
  - (3) 受益者が貧困により、生活のため公私の扶助を受けているとき。
  - (4) (1)から(3)に掲げる場合のほか、特別の事情があると上下水道事業管理者が認めるとき。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。